

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

第1次嘉手納町地球温暖化防止実行計画

(第2版)

平成22年度～平成26年度

平成24年3月

沖縄県嘉手納町

目次

第1章 基本的事項

1. 計画目的	1
2. 基準年度・計画期間・目標年度	1
3. 対象範囲	1
4. 対象とする温室効果ガス	2

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量	2
2. 要因別の排出状況	3
3. 排出要因別エネルギー等使用量及び二酸化炭素排出量（基準年度）	3
4. 削減目標	4

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用の促進	4
2. 施設設備の改善等	4
3. 物品購入等	4
4. その他の取組	5

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制	6
2. 点検体制	7
3. 進捗状況の公表	7

嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱	8
嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割	11
実行計画推進組織図	15
嘉手納町グリーン購入基本方針（案）	16
資料編	18

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。嘉手納町の事務・事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成20年度とし、計画期間を平成22年度～平成26年度までの5年間とする。

目標年度については、平成26年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

3. 対象範囲

実行計画は、嘉手納町役場が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする（行政事務組合は除く）。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務・事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

（対象施設一覧：25施設）

施設名	施設名
嘉手納町役場(庁舎)	かでな文化センター
屋良幼稚園	嘉手納幼稚園

屋良小学校	嘉手納小学校
嘉手納中学校	学校給食共同調理場
青少年センター	嘉手納町第二保育所
嘉手納町第三保育所	嘉手納町食料品加工センター
嘉手納町リサイクルセンター	嘉手納町葬祭場
嘉手納町中央公民館	ロータリープラザ
ロータリー広場	野国総管公園
水釜児童公園	屋良城跡公園
嘉手納児童公園	兼久海浜公園
ちびっこ広場	屋良ふれあいパーク
あしびなあ	

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

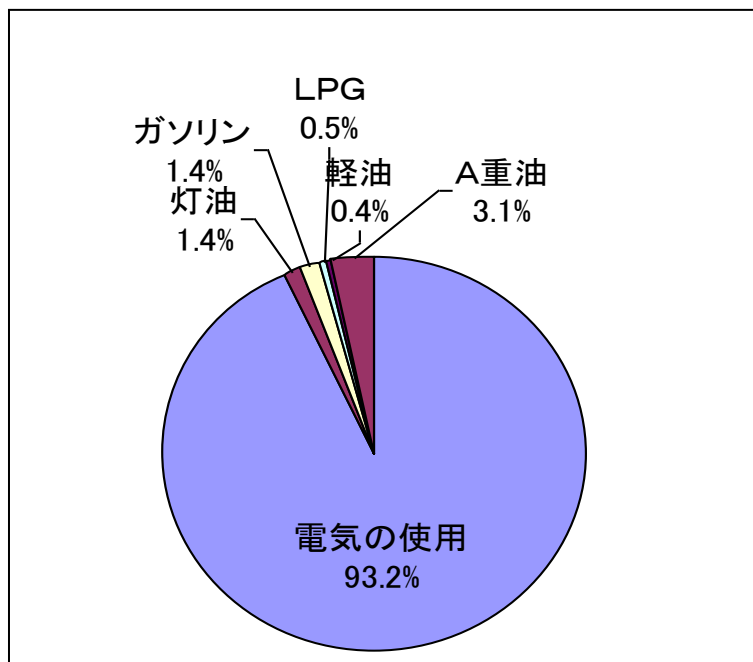
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

嘉手納町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、3,516,848kg-CO₂である。なお、焼却施設で処理している全てのプラスチックごみは少量で測定が困難なため除く。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	3,516,848kg-CO ₂

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成20年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の93.2%を占め、次いでA重油の使用が3.1%、灯油の使用が1.4%で全体の97.7%を占めている。



3. 排出要因別エネルギー等使用量及び二酸化炭素排出量 (基準年度)

項目	単位	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
電気	kWh	3,520,204	3,277,310
A重油	ℓ	40,350	109,334
灯油	ℓ	19,171	47,773
LPG	m ³	3,045	18,922
ガソリン	ℓ	21,140	49,080
軽油	ℓ	5,498	14,429
二酸化炭素合計			3,516,848

(排出係数 : 0.931kg-CO₂/kWh)

4. 削減目標

平成20年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成26年度の二酸化炭素排出量を、6%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 平成20年度	削減目標	目標年度排出量 平成26年度
二酸化炭素 (CO ₂)	3,516,848kg-CO ₂	6%	3,305,837kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入

- ・小学校に、太陽光発電システムの導入を促進する。
- ・中学校に、太陽光発電システムの導入を促進する。

2. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラスを導入する。
- ・高効率照明への買い換えを順次行う。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリット自動車の導入を図る。
- ・公共施設の緑化を推進する。
- ・雨水の有効利用に配慮した構造とする。
- ・省エネルギー型設備を積極的に導入する。

3. 物品購入等

- ・物品購入等に関しては、「嘉手納町グリーン購入基本方針（案）」に基づき、環境配慮された物品を優先的に調達する。
- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。

- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

4. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・冷房温度（28℃）の適正管理を徹底して行う。
- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、給湯室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

②燃料使用量の削減

- ・エコドライブの周知を図る（資料編エコドライブ10のすすめ参照）。
- ・急発進、急加速をしない。
- ・公用車一台ごとの走行距離、燃料等を把握するなど燃料使用量の調査を行う。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ・カーエアコンについては、適切な温度設定になるよう周知徹底を行う。
- ・ボイラーの適正運転を維持する。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・紙の購入量の抑制を図る。
- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピー、縮小コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ・会議用資料や事務手続きの一層の簡素化を図る。
- ・使用済み封筒の再使用など、封筒の使用の合理化を図る。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・家庭においても、環境に配慮した生活を目指す（資料編家庭でできる温暖化対策参照）。
- ・庁舎構内では、車両のアイドリング・ストップについて協力を求める。
- ・庁舎内の照明、室温調整、廃棄物の分別回収、階段の利用等への理解と協力を求める。

⑦来庁者への協力依頼等

- ・会議等での自家用車の使用自粛を呼びかける。
- ・庁舎内の照明、室温調整、廃棄物の分別回収、再生紙トイレットペーパーの使用、階段の利用等への理解と協力を求める。
- ・その他、本計画の取組について周知を図る。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

嘉手納町は、「嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱」により、「推進本部」「推進部会」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

計画の推進体制は「実行計画推進組織図」の通りである。

(1) 推進本部

嘉手納町長を本部長、教育長を副本部長とし、その他、部長等の構成員をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進部会

部会長は町民課長とし、推進部会は別表2に掲げる職にあるもので構成する。
実行の評価・実施状況の課題・解決策の抽出等を行う。

(3) 推進担当者（エコリーダー）

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と連携し、計画の総合的な推進を図る。

(4) 事務局

事務局を福祉部町民課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

点検体制は、「嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割」により、「事務局」は、「推進担当者」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進部会」において年1回の点検評価を行う。さらに、点検評価を踏まえて「推進本部」において見直しの検討、取組方針の決定を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回嘉手納町広報誌やHP等により公表する。

嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3第1項に基づき、嘉手納町地球温暖化防止実行計画（以下「実行計画」という。）の策定等を行うため、嘉手納町地球温暖化防止実行計画策定等推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の推進及び見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は町長を、副本部長は教育長をもってあてる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもってあてる。
- 4 本部の事務局は、福祉部長が担う。

(本部長の職務等)

第4条 本部長は、本部の会務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部は、その所掌事項を遂行するため、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(推進部会)

第6条 本部に第2条に規定する事項の調査、素案の作成等を行わせるため、推進部会を置く。

- 2 推進部会は、別表2に掲げる職にあるものを持つてあてる。
- 3 推進部会には部会長を置き、部会長は町民課長をもってあてる。
- 4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 前条の規定は、推進部会の会議に準用する。
- 6 推進部会は、実行計画に基づく削減状況等の点検を行い、本部に報告しなければならない。

(エコリーダー)

第7条 推進担当者としてエコリーダーを置くこととし、各課等の長をもってあてる。

- 2 エコリーダーは、各課等において実行計画に基づく取組に際して、中心的な役割を担うものとし、実行計画への取組を率先して行わなければならない。
- 3 エコリーダーは、所属課内における実行計画の周知徹底に努めると共に、所属職員の意識啓発を推進しなければならない。
- 4 エコリーダーは、実行計画の取組状況について実績調査や取組状況の点検評価等を行い、その結果について前条に規定する推進部会へ報告しなければならない。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、福祉部町民課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1（第3条関係）

本部長	町長
副本部長	教育長
委員	総務部長
委員	建設部長
委員	会計管理者
委員（事務局）	福祉部長

別表2（第6条関係）

部会長	町民課長
部会員	総務課長
部会員	企画財政課長
部会員	都市建設課長
部会員	産業振興課長
部会員	福祉課長
部会員	教育総務課長
部会員	生涯学習課長

嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割

嘉手納町役場全体が、嘉手納町地球温暖化防止実行計画（以下「実行計画」という。）に基づく行動等について、主体的・積極的に取り組み、温室効果ガスの削減に取り組んでいくことを方針とし、同取組の推進にあたっての役割等については、以下のとおりとする。

① 推進本部長

推進本部長は町長とし、実行計画の推進・点検・評価を統括し、同計画の基本事項や必要事項について決定及び変更等を行うと共に、実行計画の実施に基づく活動の実施状況や温室効果ガスの排出量について公表等を行う。

② 嘉手納町地球温暖化防止推進本部

嘉手納町地球温暖化防止推進本部（以下「推進本部」という。）は、町長を本部長とし、教育長を副本部長、各部長等を委員として構成する。

推進本部では、実行計画の決定や変更等について協議を行うと共に、計画推進にあたっての取り組み方針等の決定・指示を行う。また推進部会から報告された各課の実施状況や検討事項について審議すると共に、実行計画に基づく実施状況や温室効果ガスの排出量の公表内容について確認をする。

推進本部の事務局は、福祉部長が担う。

③ 推進部会

推進部会は各部より選出した課長により構成し、実行計画の検討、実施状況の確認や意見交換を行い、実施における課題及び解決策等を検討すると共に、推進本部へ報告をする。

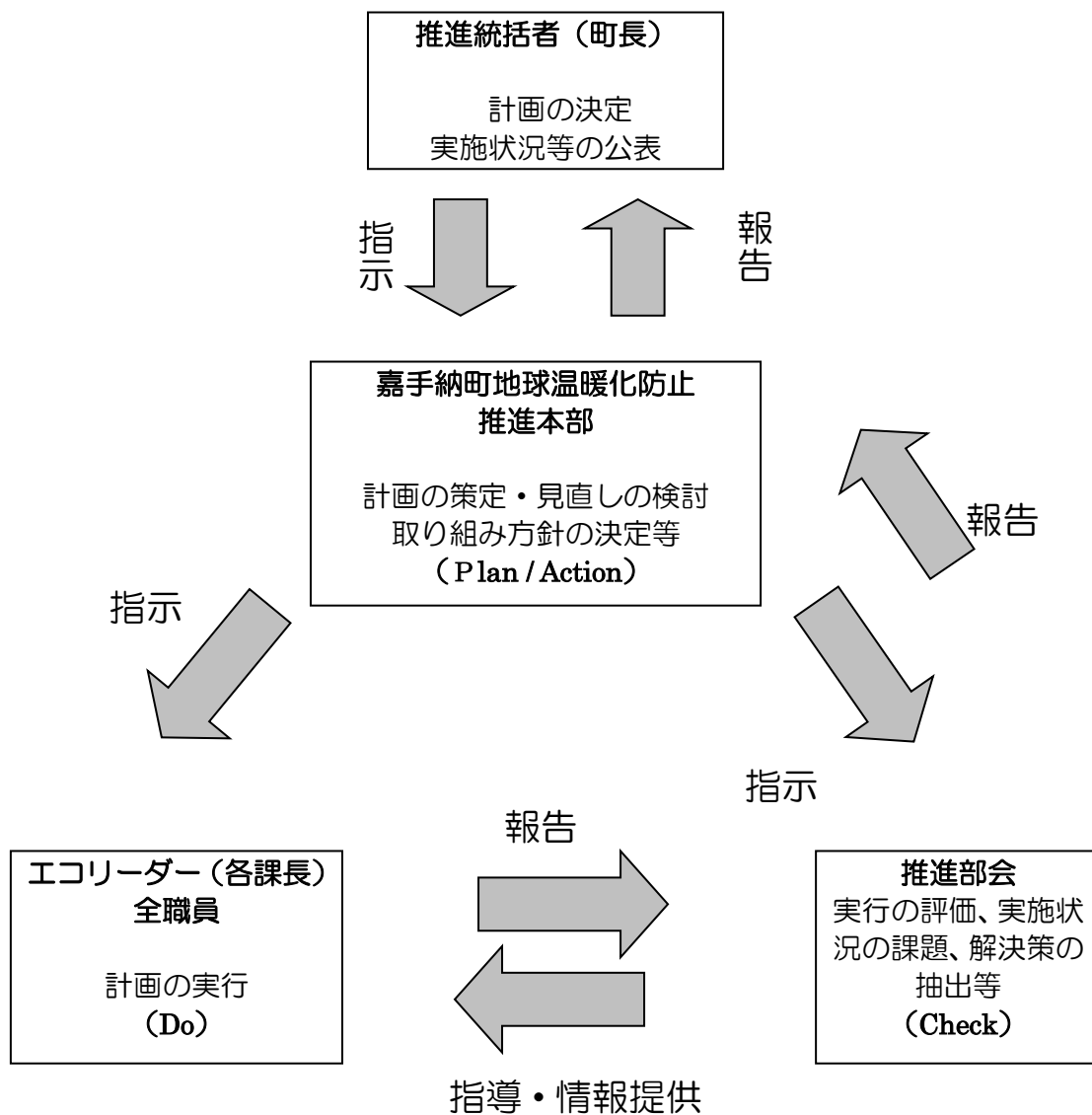
また推進部会は、推進本部の方針を受け、各エコリーダー及び職員に対して指導や情報提供等を行うものとする。

④ エコリーダー及び職員

推進担当者であるエコリーダーは、各所属課の課長等とし、実行計画の推進を図ると共に、実施状況等を推進部会に報告を行うものとする。

また職員は、エコリーダーへの協力を行うと共に、実行計画の目標達成に向けて、主体的・積極的な取組を行う。

嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価をはかるため、次頁の図のようなPDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action：計画-実行-評価-見直し）を構築し、継続的に改善を行う。



（1）計画：Plan

- ① 推進本部長は計画の決定及び変更を行い、全職員に対して実行の指示を行う。
- ② 推進本部は計画の策定、取り組み方針の決定等を行う。

（2）計画の実施：Do

- ① 全職員が目標達成に向けた主体的・積極的な行動をとる。
- ② 各課のエコリーダーは、実施状況等を報告書にまとめ、推進部会に報告する。

（3）評価：Check

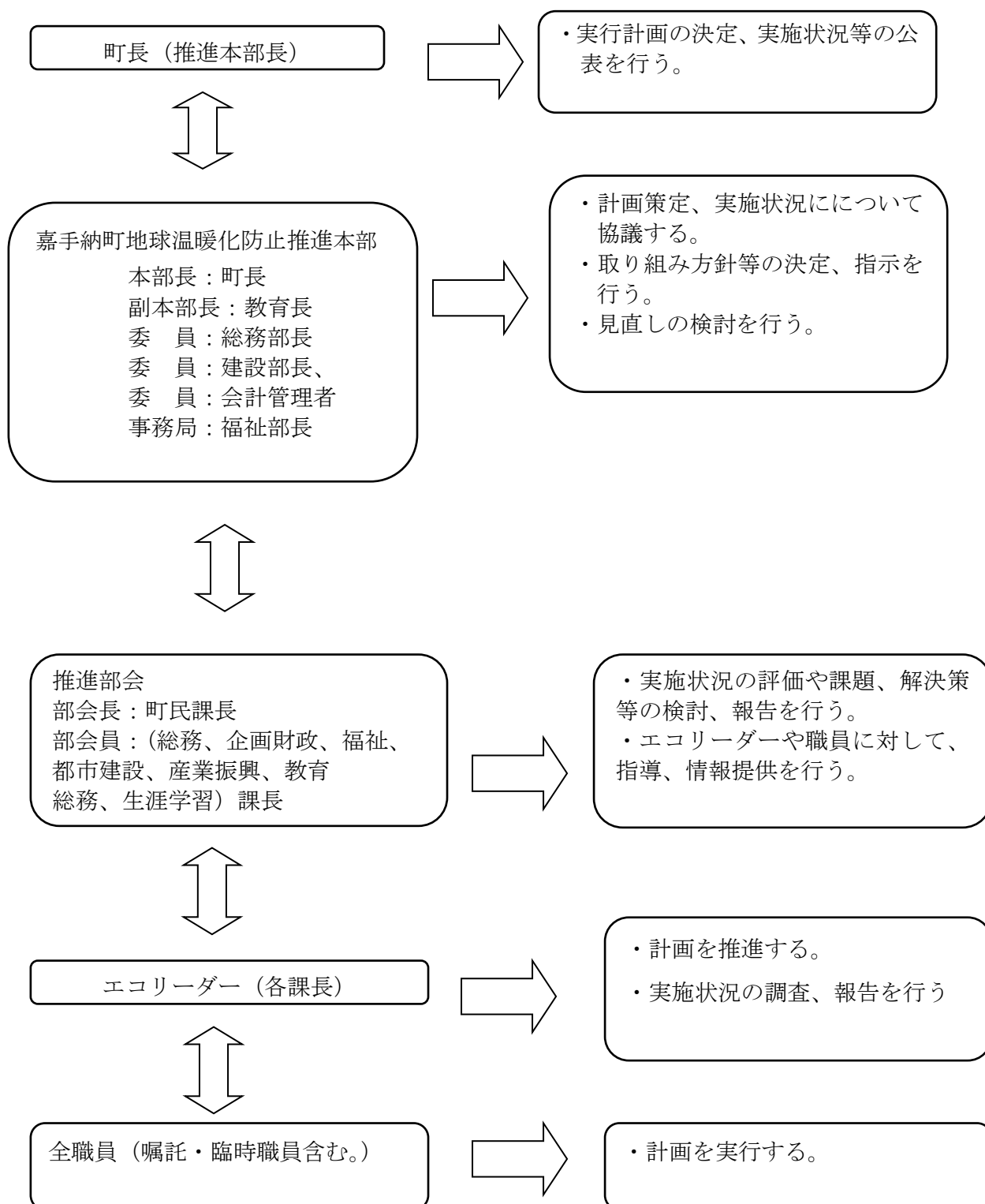
- ① 推進部会は、エコリーダーの報告等から実施状況を把握し、実行の評価、課

題及び解決策の検討結果等を推進本部に報告する。

(4) 見直し : Action

- ① 推進本部は、推進部会の報告・提案等を審議し、取組の改善、見直し等を行う。
- ② 実施状況から目標達成が困難であると認められる場合、外部機関の診断等の実施を取り入れるなど、課題の解決に努める。

実行計画推進組織図



嘉手納町グリーン購入基本方針

(案)

1 目的

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第10条に規定する環境負荷の低減に資する物品又は役務（以下「環境物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を策定するにあたって、嘉手納町における環境物品等の調達に係る基本方針（嘉手納町グリーン購入基本方針）を定める。

2 対象範囲

総務部、福祉部、建設部、会計管理者、教育委員会、議会事務局とする。

3 基本的な考え方

- (1) 町が、環境物品等の優先的な調達に率先して取り組むことにより、環境物品等の市場の形成や開発の促進に寄与し、地域経済における環境物品等への需要の転換を促して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目指すものとする。
- (2) 物品等の調達に当たっては、まず調達の必要性和適正な調達数量について十分検討し、従来考慮されてきた価格や品質に加え、環境保全の観点から次のような環境負荷の低減に配慮した物品等を調達することとする。
 - ① 環境汚染物質の使用や放出が削減されていること。
 - ② 省資源や省エネルギー設計となっていること。
 - ③ 長期間の使用や部品等の再使用が可能であること。
 - ④ 有効な再生利用が可能であること。
 - ⑤ 廃棄時の処理・処分が容易になるような配慮がなされていること。
- (3) 公共工事については、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境負荷の少ない資材、建設機械若しくは工法を使用し、又は目的物を構築する公共工事の調達を推進することとする。

4 推進方法

(1) 特定調達品目及び調達目標

福祉部町民課は、この方針に則して重点的に調達を推進する環境物品等（以下、「特

定調達品目」という。)の種類及び調達目標等を定めた「嘉手納町グリーン購入調達方針」(以下、「調達方針」という。)を毎年度作成するものとする。

(2)各機関におけるグリーン購入調達の実施

各機関は、調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行う。

(3)調達実績の取りまとめ、点検、公表

毎年度の特定調達品目に係る調達実績の取りまとめ等については、「嘉手納町地球温暖化防止実行計画」の定めるところによる。

附則

この方針は、平成 年 月 日から施行する。

資料編

1. 表1—1	施設別電気使用量	19
	(平成20年度、平成21年度、平成22年度)	
2. 図1—1	施設別電気使用量(平成22年度)	23
3. 図1—2	対象施設別電気使用量(平成22年度)	24
4. 表2—1	嘉手納町課別化石燃料使用量(平成21年度、平成22年度)	25
5. 図2—1	課別ガソリン使用量(平成22年度)	26
6. 図2—2	課別軽油使用量(平成22年度)	27
7. 図2—3	課別灯油使用量(平成22年度)	28
8. 図2—4	課別A重油使用量(平成22年度)	29
9. 図2—5	課別LPG使用量(平成22年度)	30
10. 表3—1	嘉手納町対象組織及び施設の要因別の二酸化炭素排出量	31
	(平成20年度、平成21年度、平成22年度)	
11. 図3—1	嘉手納町対象組織及び施設の要因別の排出状況	32
	(平成21年度、平成22年度)	
12. 図3—2	嘉手納町対象組織及び施設の要因別の二酸化炭素排出量	33
	(平成20年度、平成21年度、平成22年度)	
13.	エコドライブ10のすすめ	34
14.	家庭でできる温暖化対策	36
15.	チャレンジ25キャンペーン	39
16.	環境関連用語集	42

表－1 施設別電気使用量（平成20年度、平成21年度、平成22年度）

（単位：kWh/年）

	施設名	契約種別	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1	屋良幼稚園	20従量	11,447	11,733	11,018
2		40低圧	36,320	34,155	31,625
3	嘉手納幼稚園	30業務用	67,100	65,923	67,821
4	屋良小学校	30業務用	339,520	322,650	352,841
5	嘉手納小学校	30業務用	497,040	510,240	544,452
6	嘉手納中学校	30業務用	428,469	395,196	435,421
7	学校給食共同調理場	20従量	21,838	20,755	20,219
8		40低圧	35,420	34,847	35,089
9	青少年センター	30業務用	82,647	76,542	72,197
10	嘉手納町第二保育所	30業務用	89,671	82,865	81,465
11	嘉手納町第三保育所	30業務用	69,151	68,446	71,461
12	嘉手納総合福祉センター	30業務用	363,836	369,766	356,361
13		90深夜A	526	883	567
14	比謝川行政事務所組合	50高圧A	81,308	110,979	137,317
15		60高圧B	2,753,988	2,487,849	2,511,689
16	嘉手納町 リサイクルセンター	20従量	2,992	2,797	2,590
17		40低圧	2	5	5
18	嘉手納町葬祭場	20従量	1,909	1,385	2,124
19		40低圧	1,240	1,820	2,446
20	商工業等研修施設	20従量	19,699	17,164	20,728
21		40低圧	18,382	19,929	19,285
22	道の駅「かでな」	30業務用	380,361	370,236	367,354
23	漁業用施設	20従量	13,834	13,423	14,178
24		40低圧	22,978	24,509	22,609
25	出荷施設	20従量	2,842	1,867	2,102
26		40低圧	4,692	6,403	5,193
27	嘉手納町食料品 加工センター	20従量	1,406	1,459	1,437
28		40低圧	4,754	4,742	4,797
29	嘉手納町町民の家	20従量	2,566	2,157	1,890
30		40低圧	4,290	4,378	5,247
31	嘉手納中央公民館(民族資料館)	30業務用	82,647	76,542	72,197
32	嘉手納地区学習共用施設・児童館	30業務用	43,093	45,076	42,295

33	屋良地区体育館・図書館	20従量	13,712	13,619	14,507
34		40低圧	8,503	7,795	7,647
35	嘉手納町球場	30業務用	68,003	41,883	62,856
36	嘉手納町兼久体育館	20従量	29,493	29,039	27,710
37	嘉手納町スポーツドーム	30業務用	106,672	115,359	107,704
38	かでな文化センター	30業務用	(庁舎に含む)	(庁舎に含む)	(庁舎に含む)
39	嘉手納町陸上競技場	30業務用	47,726	38,311	54,014
40	嘉手納町マルチメディアセンター	30業務用	826,387	818,717	776,759
41	野国総官公園	20従量	3,560	4,061	4,182
42	屋良城跡公園	21公街灯B	226	175	211
43		40低圧	14,363	14,047	13,026
44	東区コミュニティセンター	20従量	14,083	14,345	14,221
45		40低圧	9,607	9,338	9,458
46	中央区コミュニティセンター	20従量	20,694	21,258	24,881
47		40低圧	1,661	1,662	2,046
48	北区コミュニティセンター	20従量		999	1,296
49		20従量	6,136	5,218	5,207
50		40低圧	9,683	9,485	8,206
51	南区コミュニティセンター	20従量	7,303	7,580	8,267
52		40低圧	5,676	6,617	6,545
53	西区コミュニティセンター	20従量	10,226	10,774	11,033
54		40低圧	12,646	13,970	12,458
55	西浜区コミュニティセンター	20従量	7,218	7,084	8,942
56		40低圧	16,842	14,015	18,690
57	水釜児童公園	20従量	3,204	3,231	3,463
58	兼久海浜公園	3001業務用・実量制	74,285	67,258	74,930
59	嘉手納児童公園	21公街灯B	1,344	1,398	1,211
60	屋良ふれあいパーク	21公街灯B	4,987	5,555	8,465
61	ちびっこ広場	20従量	395	192	1
62	あしびなあ	20従量	3,149	2,774	885
63	ロータリー広場	20従量	2,203	2,497	2,486
64		40低圧	6	7	2
65	嘉手納町役場(庁舎)	30業務用	838,074	862,434	879,517
66	ロータリープラザ	30業務用	800,835	753,634	721,523

67	ニライ消防本部	30業務用	396,776	380,472	369,386
68	街路灯まとめ		34,892	36,364	35,221
対象施設			3,520,204	3,429,365	3,519,107
合 計			8,886,538	8,507,888	8,612,976

は、実行計画対象施設（25施設）です。

①対象施設の電気使用量とCO₂排出量（26施設）

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
電気使用量	3,520,204kWh/年	3,429,365kWh/年	3,519,107kWh/年
CO ₂ 排出量	3,277,310kg-CO ₂ /年	3,192,739kg-CO ₂ /年	3,276,289kg-CO ₂ /年

②全施設の電気使用量とCO₂排出量

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
電気使用量	8,886,538kWh/年	8,507,888kWh/年	8,612,976kWh/年
CO ₂ 排出量	8,273,367kg-CO ₂ /年	7,920,844kg-CO ₂ /年	8,018,681kg-CO ₂ /年

排出係数に関して、初版では基準年の平成20年度はデフォルト値（0.555kg-CO₂/kWh）を使用した。沖縄電力の平成20年度の排出係数の値は0.946kg-CO₂/kWh、平成21年度の値は0.931kg-CO₂/kWhである。これより、排出係数は、各年度の比較が容易に出来るように0.931kg-CO₂/kWhを使用する。但し、沖縄電力の発電所の使用燃料の形態が変わった場合は、それに対応して排出係数を設定する。

図 1-2 対象施設別電気使用量 (平成 22 年度)

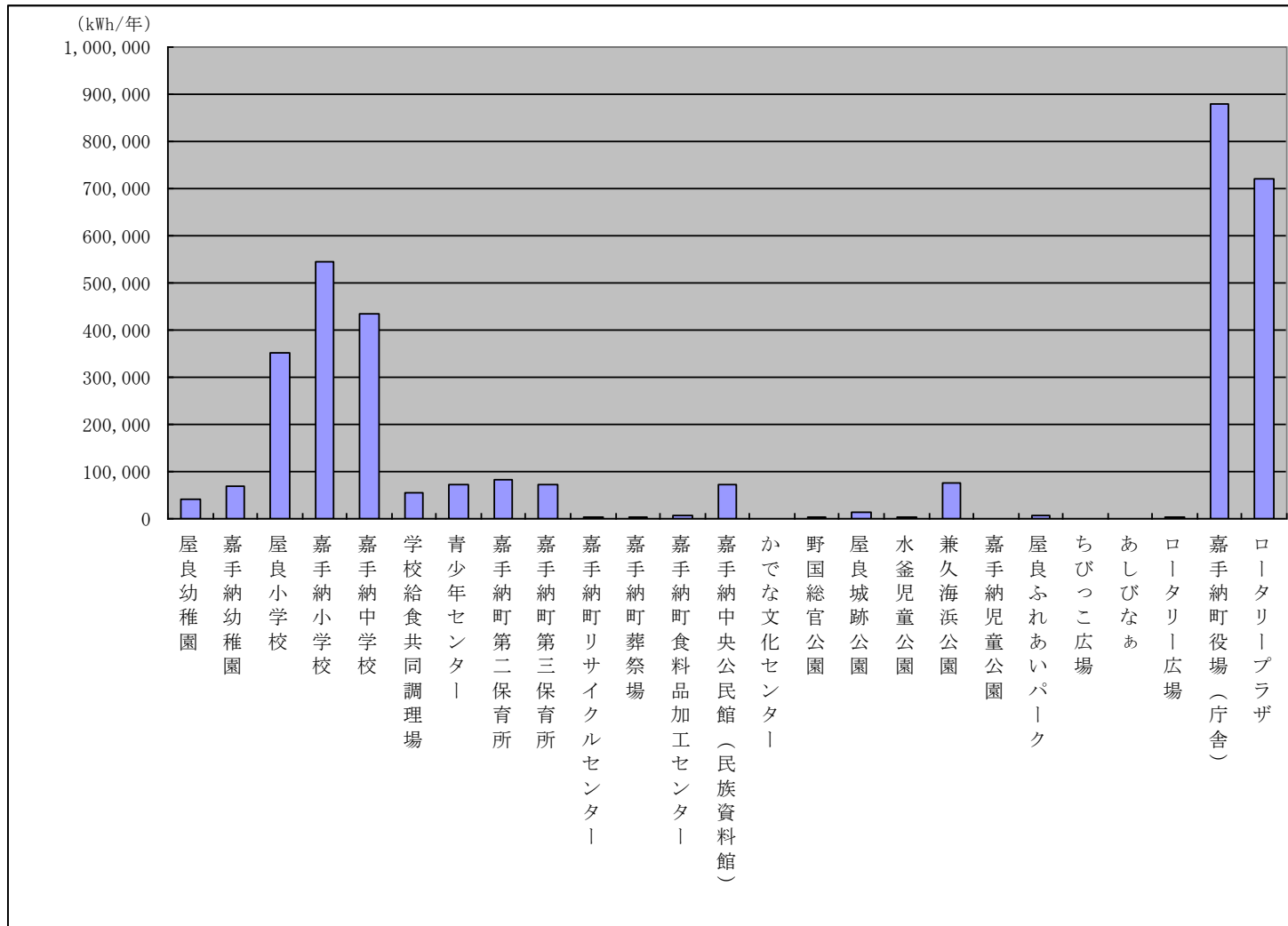


表 2-1 嘉手納町課別化石燃料使用量（平成 21 年度、平成 22 年度）

組織名		平成21年度					平成22年度				
		ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPG (m ³)	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPG (m ³)
総務部	総務課	2,219.3	0	0	0	46.6	1,920.1	0	0	0	40.4
	企画財政課	703.4	0	0	0	0	658.3	0	0	0	0
	基地渉外課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	税務課	640.9	0	0	0	0	657.8	0	0	0	0
	情報政策課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉部	福祉課	1,036.6	0	5,739.0	0	1,212.2	1,110.8	0	5,416.0	0	1,263.6
	町民課	1,096.7	0	0	0	0	1,356.3	0	0	0	0
	いきいき健康課	3,119.6	0	0	0	0	2,392.2	0	0	0	0
建設部	都市建設課	3,087.3	149.0	0	0	0	3,208.0	273.9	0	0	0
	産業振興課	2,997.3	0	0	0	0	3,043.0	0	0	0	0
	水道課	1,888.3	0	0	0	0	1,617.8	0	0	0	0
教育委員会	教育総務課	1,830.5	3,165.1	0	0	50,544.5	1,586.4	2,790.1	0	0	51,888.0
	教育指導課	512.8	0	0	0	0	525.2	0	0	0	0
	生涯学習課	1,622.0	0	0	0	0	3,972.0	0	0	0	0
	中央公民館	0	0	0	0	26.4	0	0	0	0	26.2
	青少年センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	嘉手納外語塾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学校給食共同調理場	247.8	854.9	0	37,540.0	1,204.0	234.5	859.7	0	37,854.0	1,004.0
議会事務局	475.7	0	0	0	0	504.4	0	0	0	0	
合 計		21,478.2	4,169.0	5,739.0	37,540.0	53,033.7	22,786.8	3,923.7	5,416.0	37,854.0	54,222.2

図 2-1 課別ガソリン使用量 (平成21年度、平成22年度)

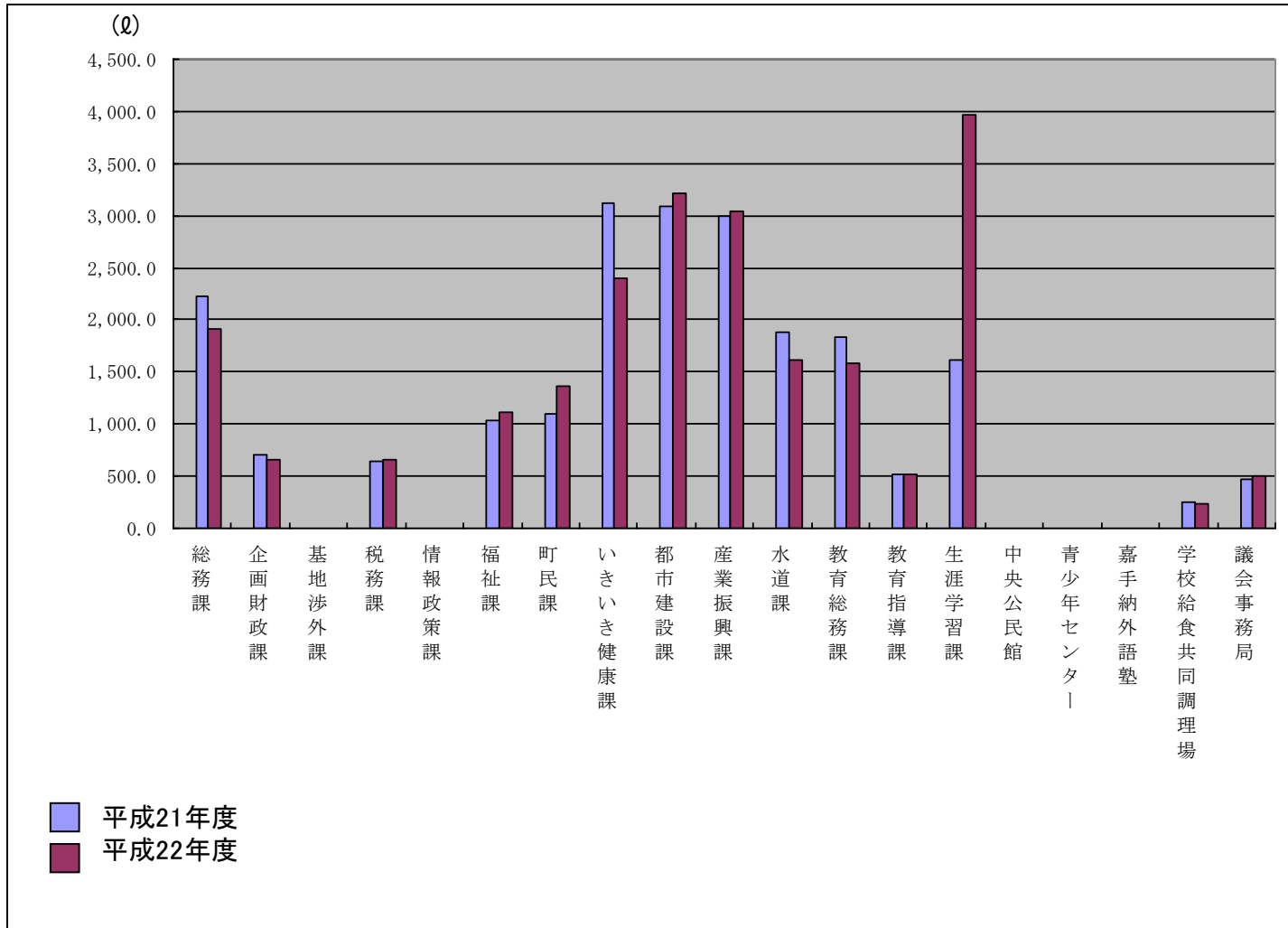


図 2 - 2 課別軽油使用量 (平成 2 1 年度、平成 2 2 年度)

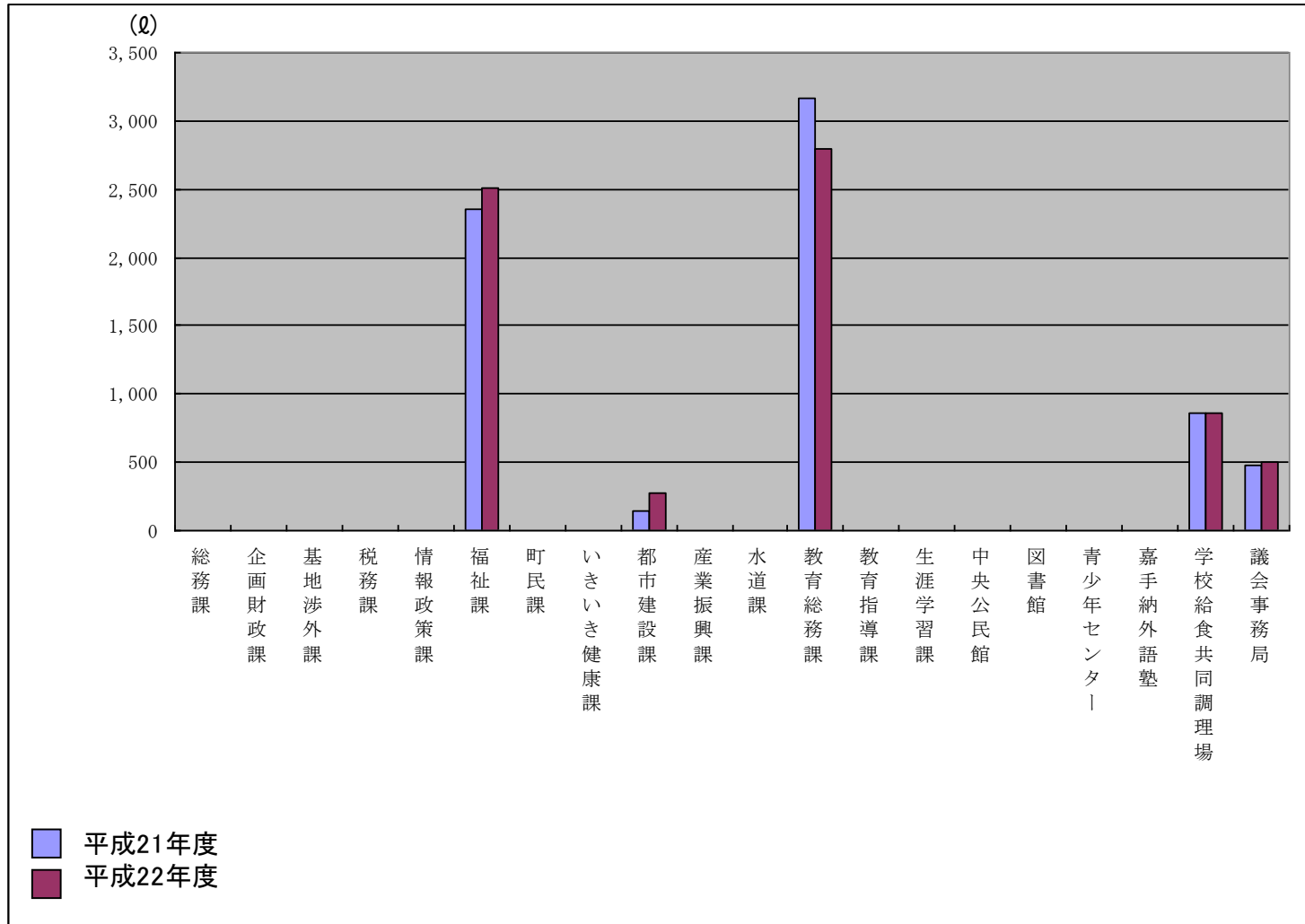


図 2 - 3 課別灯油使用量 (平成 2 1 年度、平成 2 2 年度)

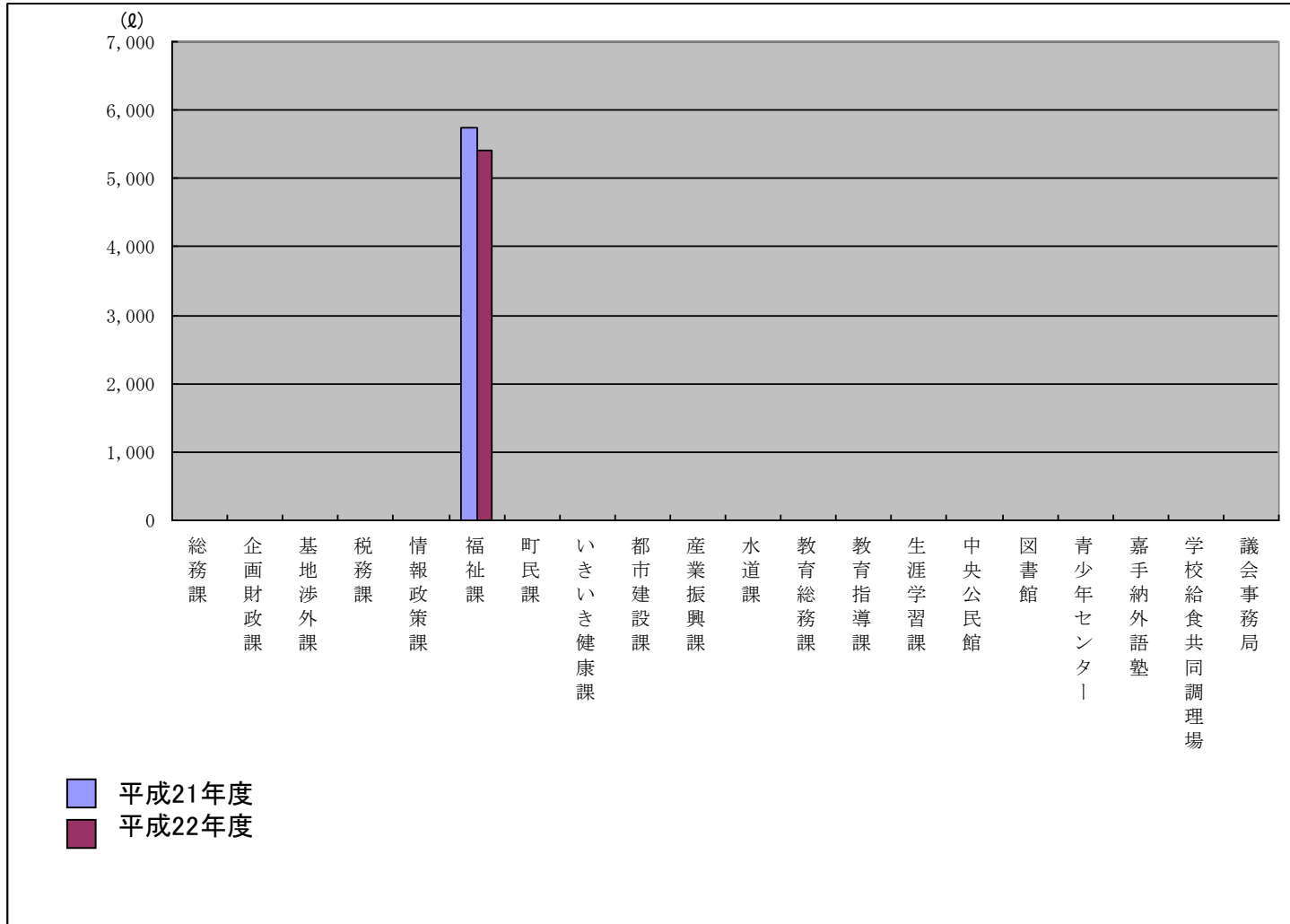


図2-4 課別A重油使用量（平成21年度、平成22年度）

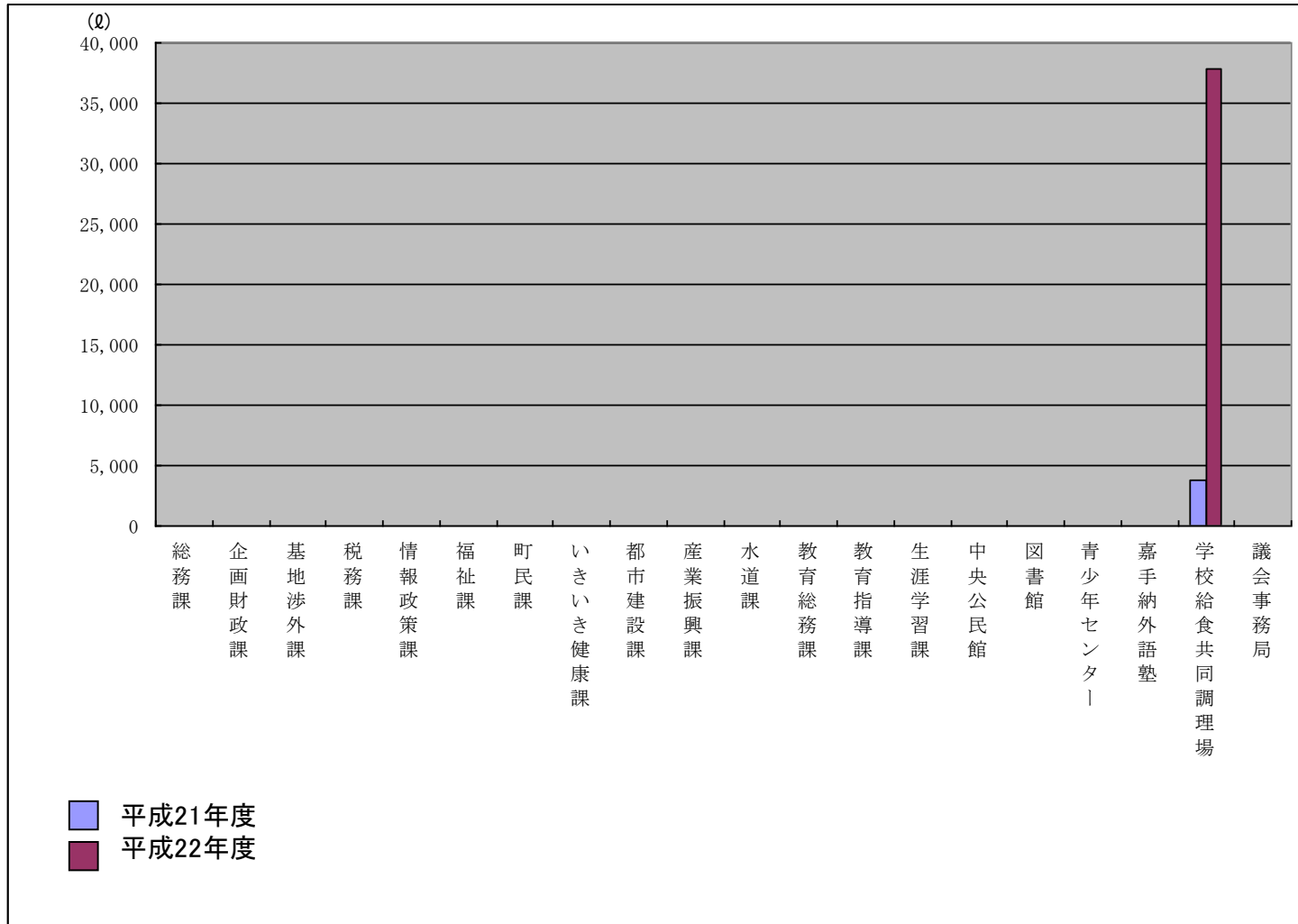


図 2 - 5 課別LPG使用量 (平成21年度、平成22年度)

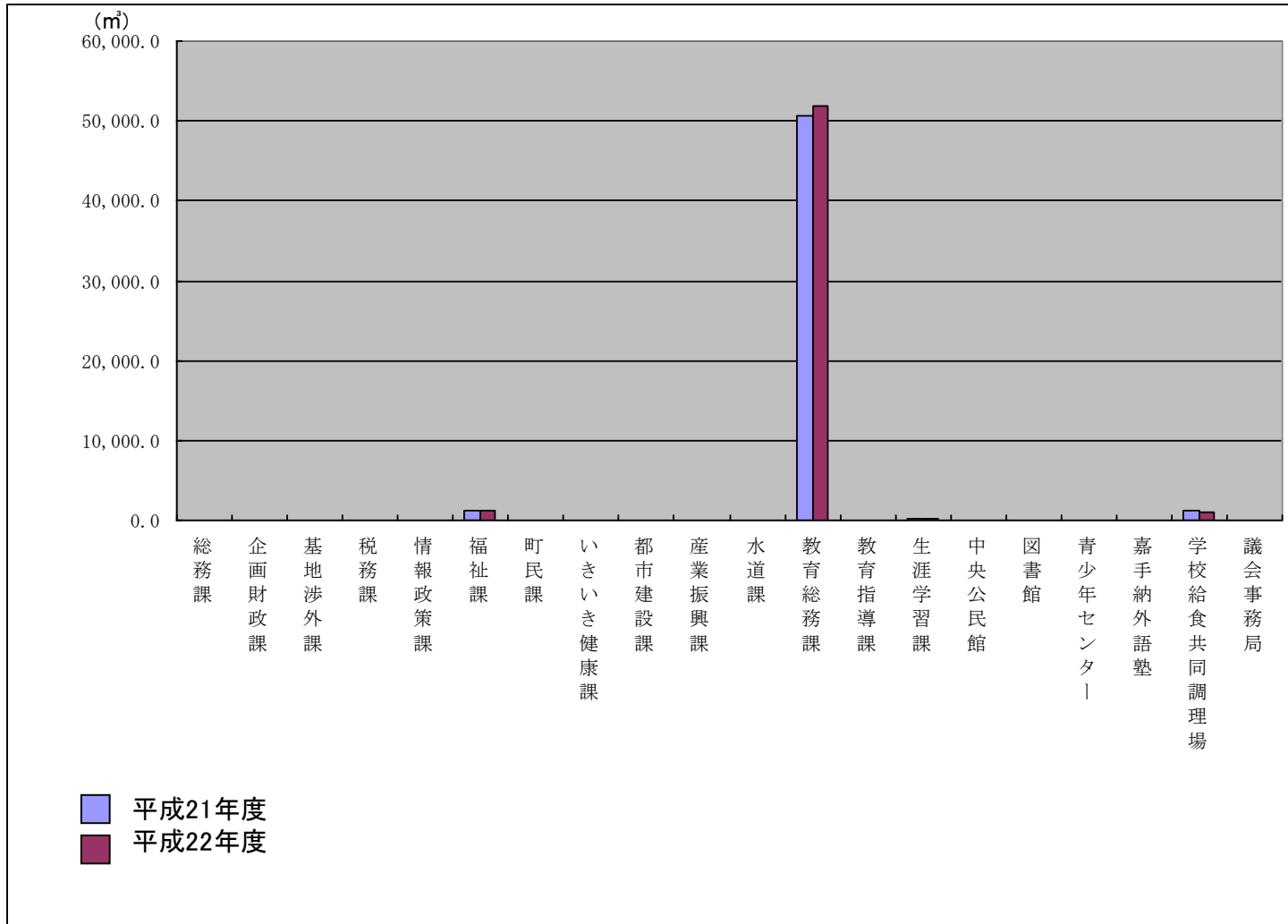


表 3 - 1 嘉手納町対象組織及び施設の要因別の二酸化炭素排出量（平成20年度、平成21年度、平成22年度）

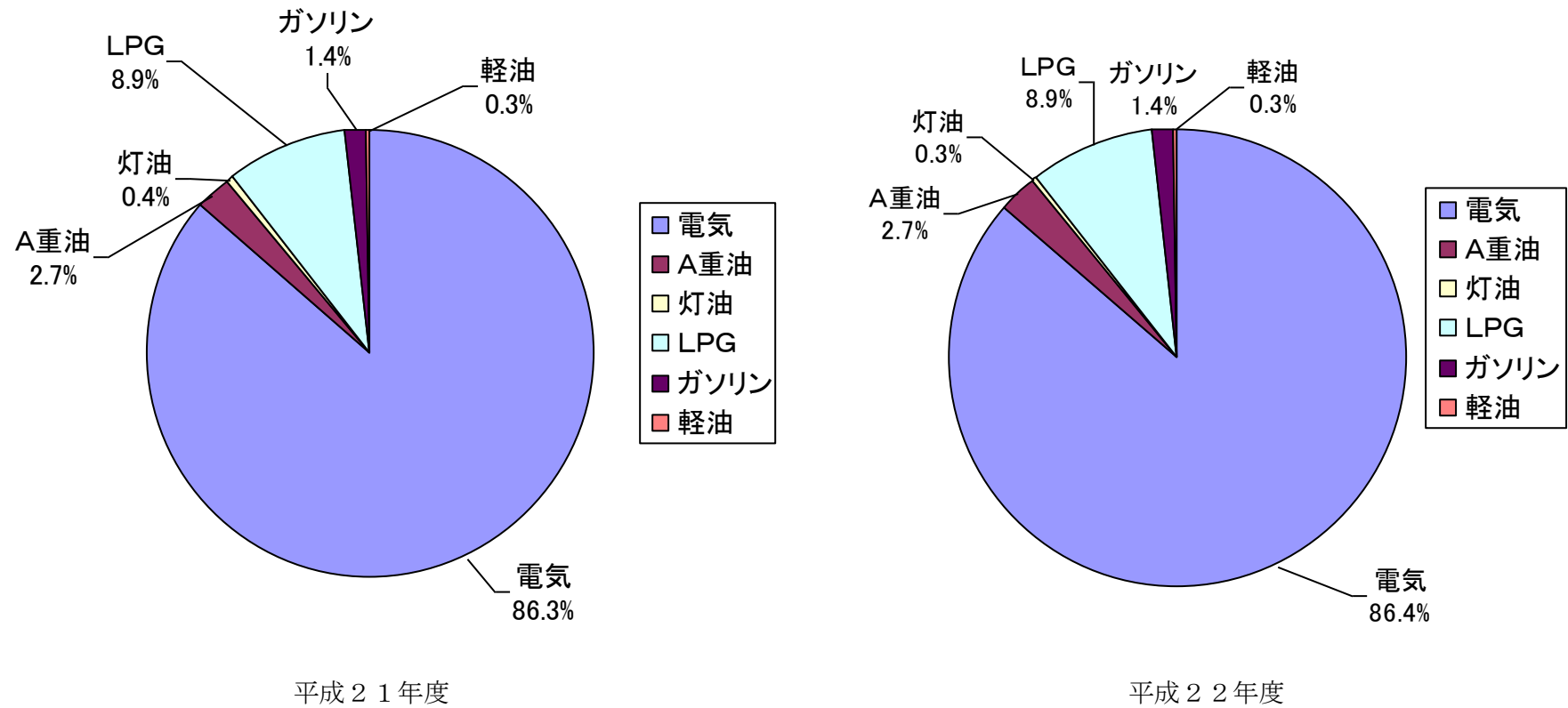
項目	単位	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
		使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)
電気	kWh	3,520,204	3,277,310	93.2	3,429,365	3,192,739	86.3	3,519,107	3,276,289	86.4
A重油	ℓ	40,350	109,334	3.1	37,540	101,720	2.7	37,854	102,570	2.7
灯油	ℓ	19,171	47,773	1.4	5,739	14,301	0.4	5,416	13,496	0.3
LPG	m ³	3,045	18,922	0.5	53,034	329,556	8.9	54,222	336,939	8.9
ガソリン	ℓ	21,140	49,080	1.4	21,478	49,865	1.4	22,787	52,904	1.4
軽油	ℓ	5,498	14,429	0.4	4,169	10,941	0.3	3,924	10,298	0.3
二酸化炭素合計			3,516,848	100		3,699,122	100		3,792,496	100

排出係数:0.931kg-CO₂/kWh

LPGの比重:1m³=2.07kg

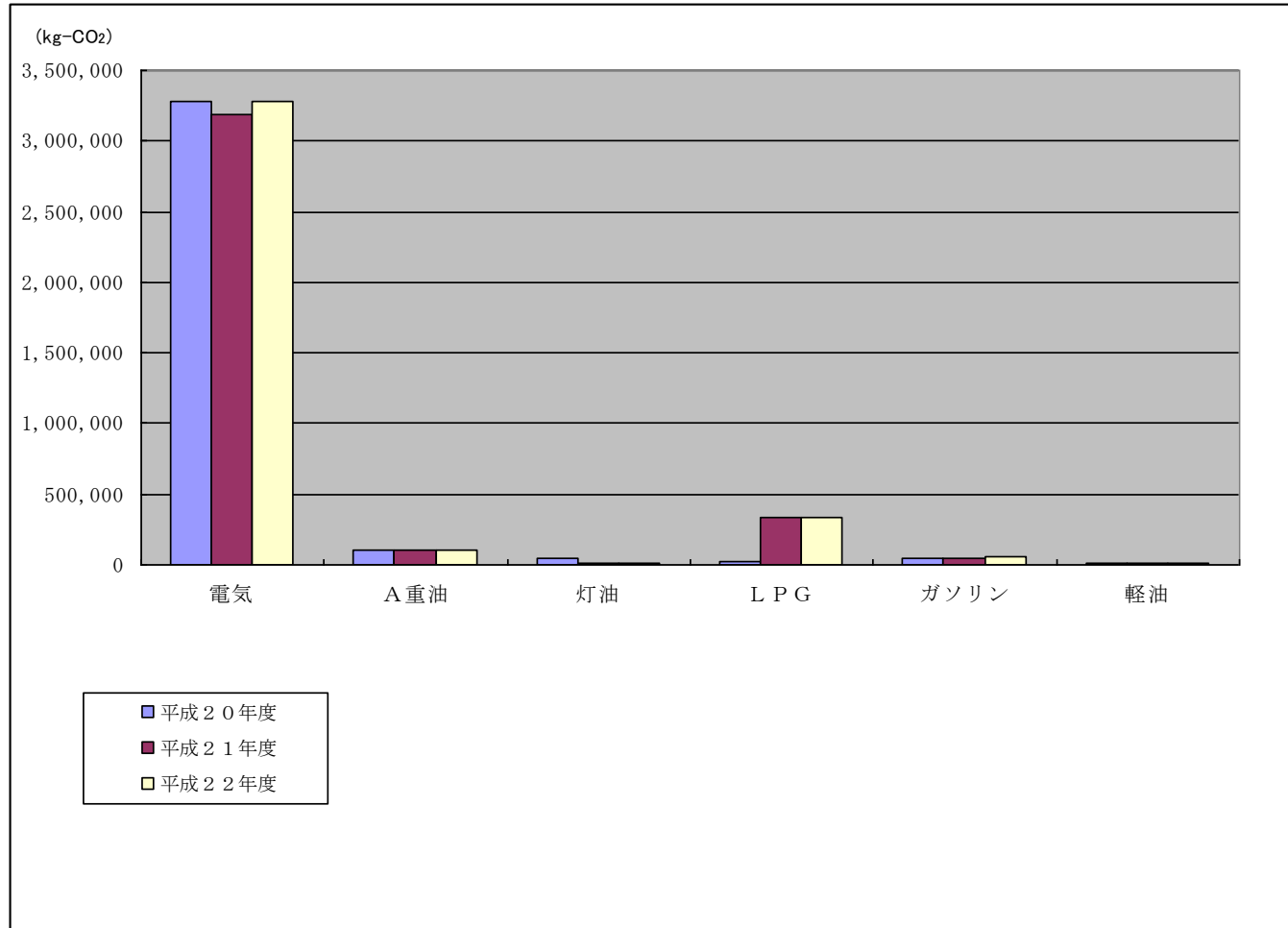
基準年:平成20年度

図3-1 嘉手納町対象組織及び施設の二酸化炭素排出量の要因別の排出状況
(平成21年度、平成22年度)



※平成20年度（基準年）は3頁に掲載

図 3 - 2 嘉手納町対象組織及び施設の要因別の二酸化炭素排出量
(平成 2 0 年度、平成 2 1 年度、平成 2 2 年度)



エコドライブ10のすすめ

① ふんわりアクセル「eスタート」

「やさしい発進を心がけましょう。」

普通の発進より少し緩やかに発進する（最初の5秒で時速20kmが目安です）だけで11%程度燃費が改善します。やさしいアクセル操作は安全運転にもつながります。時間に余裕を持って、ゆったりした気分で運転しましょう。

② 過減速の少ない運転

「車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。」

車間距離に余裕を持つことが大切です。車間距離を詰めたり、速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も多くなり、その分市街地で2%程度、郊外で6%程度燃費が悪化します。また、同じ速度であれば、高めのギアで走行する方が燃費がよくなります。交通の状況に応じ、できるだけ速度変化の少ない安全な運転をしましょう。

③ 早めのアクセルオフ

「エンジンプレーキを積極的に使いましょう。」

エンジンプレーキを使うと、燃料の供給が停止される（燃料カット）ので、2%程度燃費が改善されます。停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離して、エンジンプレーキで減速しましょう。また減速したり、坂道を下るときにはエンジンプレーキを活用しましょう。

④ エアコンの使用を控えめに

「車内を冷やしすぎないようにしましょう。」

気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調整を行きましょう。特に夏場に設定温度を下げすぎないことがポイントです。外気温25℃の時に、エアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化します。

⑤ アイドリングストップ

「無用なアイドリングをやめましょう。」

10分間のアイドリング（ニュートラルレンジ、エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を浪費します。待ち合わせや荷物の積み下ろしのための駐停車の際にはアイドリングを止めましょう。

⑥ 暖機運転は適切に

「エンジンをかけたらずぐ出発しましょう。」

現在販売されているガソリン乗用車においては暖気不要です。寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。暖機することにより走行時の燃費は改善しますが、5分間暖機すると160cc程度の燃料を浪費しますので、全体の燃料消費量は増加します。

⑦ 道路交通情報の活用

「出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。」

1時間のドライブで道に迷って10分余計に走行すると14%程度の燃費悪化に相当します。地図やカーナビ等を利用して、行き先及び走行ルートをあらかじめ計画・準備をしましょう。また道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃料と時間の節約になります。

⑧ タイヤの空気圧をこまめにチェック

「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。」

タイヤの空気圧が適正值より50kPa（0.5kg/cm²）不足した場合、市街地で2%程度、郊外で4%程度、それぞれ燃費が悪化します。また、安全運転のためにも定期的な点検は必要です。

⑨ 不要な荷物は積まずに走行

「不要な荷物は積まないようにしましょう。」

100kgの不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。車の燃費は荷物の重さに敏感です。運ぶ必要のない荷物は、車から下ろしましょう。

⑩ 駐車場所に注意

「渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。」

交通の妨げとなる場所での駐車は交通渋滞をもたらし余分な排出ガスを出させる原因となります。平均車速が時速40kmから時速20kmに落ちると、31%程度の燃費悪化に相当すると言われています。

出典) エコドライブ普及推進協議会

家庭でできる温暖化対策

私たちの生活を見直し、二酸化炭素の排出を減らすためにはどうすればいいのでしょうか。まず、ここで挙げた10の取り組みのうち、できるものから始めてみましょう。（2007年4月改訂数値）

01 冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する

カーテンを利用して太陽光の入射を調整したり、クールビズやウォームビズを取り入れることで、冷暖房機に頼らないで過ごせる。冷暖房を始める時期も少し待ってみる。

- ◆ 年間約33kgのCO₂の削減
- ◆ 年間で約1,800円の節約



02 週2日往復8kmの車の運転をやめる

通勤や買い物の際にバスや鉄道、自転車を利用しましょう。歩いたり自転車を使う方が健康にもいいですよ。

- ◆ 年間約184kgのCO₂の削減
- ◆ 年間で約9,200円の節約



03 1日5分のアイドリングストップを行う

駐車や長時間停車する時は、車のエンジンを切りましょう。大気汚染物質の排出削減にも寄与します。

- ◆ 年間約39kgのCO₂の削減
- ◆ 年間で約1,900円の節約



04 待機電力を50%削減する

主電源を切りましょう。長時間使わない時は、コンセントを抜きましょう。また、家電製品の買い替えの際には待機電力の少ないモノを選ぶようにしましょう。

- ◆ 年間約60kgのCO₂の削減
- ◆ 年間で約3,400円の節約



05 シャワーを1日1分家族全員が減らす

身体を洗っているあいだ、お湯を流しっぱなしにしないようにしましょう。

- ◆ 年間約69kgのCO₂の削減
- ◆ 年間で約7,100円の節約



06 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす

洗濯や庭の水やりの他、トイレの水に使っている人もいます。残り湯利用のために市販されているポンプを使うと便利です。

- ◆ 年間約7kgのCO₂の削減
- ◆ 年間で約4,200円の節約



07 ジャーの保温を止める

ポットやジャーの保温は利用時間が長いため、多くの電気を消費します。ごはんは電子レンジで温め直すほうが電力の消費は少なくなります。

- ◆ 年間約34kgのCO₂の削減
- ◆ 年間で約1,900円の節約



08 家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割減らす

家族が別々の部屋で過ごす時、暖房も照明も余計に消費します。

- ◆ 年間約238kgのCO₂の削減
- ◆ 年間で約10,400円の節約



09 買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ

トレーやラップは家に帰れば、すぐゴミになってしまいます。買い物袋を持ち歩けばレジ袋を減らせます。

- ◆ 年間約58kgのCO₂の削減
- ◆ 資源節約



10 テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす

見たい番組だけを選んでみる習慣をつけましょう。

- ◆ 年間約14kgのCO₂の削減
- ◆ 年間で約800円の節約

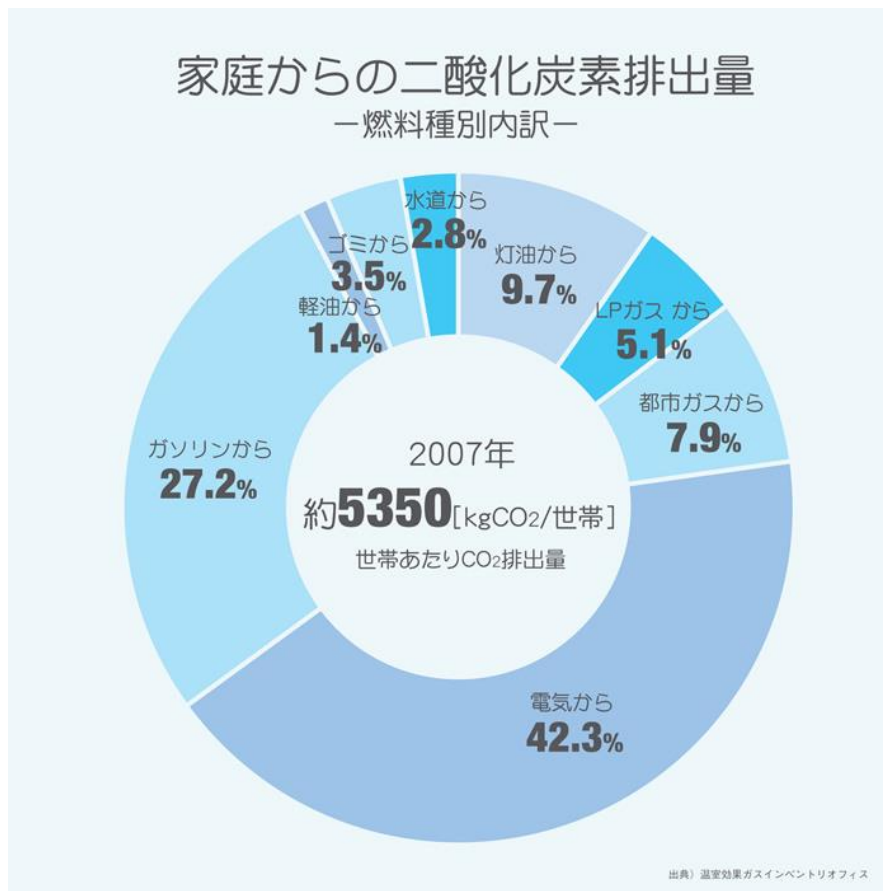


出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター

エコライフ[省エネ編]

二酸化炭素はみなさんの家庭のさまざまなおとこから出されています。照明・家電製品といった電気を使うところが一番多く、次に自動車、給湯、暖房の順で多くなっています。身の回りの小さなことから、省エネを心がけましょう。

家庭からの二酸化炭素排出量 -世帯当たり・燃料種別・用途別-



出典) 温室効果ガスインベントオフィス

● チャレンジ25キャンペーンとは

地球温暖化という人類の生存に関わる脅威に対して、世界が立ち向かおうとしています。2005年2月16日には「京都議定書」が発効し、日本は2008年から2012年の間にCO₂などの温室効果ガス排出量を1990年に比べて6%削減することが義務づけられ、様々な対策を進めてきました。

このような中、2009年9月、鳩山内閣総理大臣がニューヨークの国連気候変動サミットにおいて、我が国の目標として、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減することを表明されました。

政府では、地球と日本の環境を守り未来の子どもたちに引き継いでいくため、「チャレンジ25」と名付け、あらゆる政策を総動員して地球温暖化防止の対策を推進することとしており、そのための温暖化防止のための国民的運動を、「チャレンジ25キャンペーン」として2010年1月14日より、新たに展開することとしました。

「チャレンジ25キャンペーン」は、これまでの地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」から、よりCO₂削減に向けた運動へと生まれ変わり展開するものであり、オフィスや家庭などにおいて実践できるCO₂削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民の皆様によびかけて参ります。



6つのチャレンジ

地球温暖化をとめるには、企業や個人の「チャレンジ」が必要です。

あなたのチャレンジが社会をつくれます。

あなたの選択で、「未来が変わる。日本が変わる。」。

地球温暖化防止のために、ぜひ「チャレンジャー」になってください！！

チャレンジ25キャンペーンが推進する6つのチャレンジ

Challenge1



エコな生活スタイルを
選択しよう

たとえば、クールビズ、ウォームビズ、MY
バッグ、… etc。

あなたもきっと、温暖化防止のECOアクション
をはじめていますね？

Challenge2



省エネ製品を
選択しよう

購入時に迷ったときは、より「エネル
ギー効率の高い製品」を選択！

これが温暖化防止「チャレンジャー」
たちの新常識です。

Challenge3 

自然を利用した
エネルギーを選択しよう

太陽。風。水。
自然界に存在する力を利用することは、温
暖化をとめる方法の一つです。

Challenge4 

ビル・住宅のエコ化を
選択しよう

心地よい快適な空間をつくることが、
実はエコなんて？！
そんな夢のような温暖化をとめる方
法があるって、ご存知ですか？

Challenge5 

CO₂削減につながる
取組を応援しよう

CO₂削減につながる、様々な社会の取組を
知ってください。
そしてこの温暖化防止の心強い取組を、応
援してください。

Challenge6 

地域で取組む温暖化
防止活動に参加しよう

温暖化は一人の問題ではなく、この地
球に住む私たち「みんなの問題」。
仲間や地域の人たちとともに、温暖化
防止にチャレンジしましょう。

環境関連用語集

ア行	アイドリング・ストップ	自動車の停車時にエンジンを切ること。不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制することがねらい。
	IPCC	→「気候変動に関する政府間パネル」参照。
	アジェンダ21	1992年ブラジルで開催された地球サミットで採択された持続可能な開発のための具体的な行動計画。大気、森林、砂漠、生物多様性、海洋等の分野ごとのプログラムのほか、実施のための資金協力などの制度のあり方を138項目にわたり規定している。
	インバーター照明	蛍光灯を電子安定器で高周波点灯する器具。従来型の磁気回路式安定器を用いるものと比べると、約13～15%の省エネルギー効果がある。また、業務用として高周波点灯専用型の蛍光灯(Hfランプ)を用いるHfインバータ照明もあり、従来型と比べて約23%の省エネルギー効果があるといわれている。
	一酸化二窒素	常温常圧では無色の気体。麻酔作用があり、笑気とも呼ばれる。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、一酸化二窒素は100位である。
	エコドライブ	アイドリング・ストップやタイヤの空気圧点検、空ぶかしを控えるなど、環境に配慮した運転のこと。
	ESCO事業	Energy Service Companyの略称で、工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。また、ESCOの経費はその顧客の省エネルギーメリットの一部から受取ることも特徴となっている。
	エネルギー原単位	エネルギー効率を表す値。たとえば、製品一単位を生産するのに必要なエネルギーの量など。

ア行	エネルギー転換部門	二酸化炭素の排出統計に用いられる部門の一つ。石炭や石油などの一次エネルギーを電力などの二次エネルギーに転換する部門。発電所などがここに含まれる
	LPG (Liquefied Petroleum Gas)	液化石油ガス。プロパン、ブタン等
	オゾン層	オゾン濃度が比較的高い成層圏のことをいう。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。
	温室効果	地球をとりまく大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのこと。二酸化炭素などの大気中の気体（温室効果ガス）が温室効果をもたらす。
	温室効果ガス	温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF6が削減対象の温室効果ガスと定められた。
カ行	化石燃料	石炭、石油、天然ガスなどのエネルギー源。燃焼により二酸化炭素を発生し、地球温暖化の主要な原因物質。
	カーボンオフセット	日常生活による二酸化炭素の排出を相殺するために植林や自然エネルギーを利用しようというものである。
	家庭部門	二酸化炭素排出統計に用いられる部門の一つ。民生部門のうち業務部門以外の部門。
	環境家計簿	家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿。環境家計簿は、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としている。
	環境税	一般的には温暖化対策として温室効果ガスの排出量に応じて課税するといわゆる炭素税のことを指す。

カ行	環境ラベリング制度	環境保全に役立つマークをつけて国民に推奨する制度のこと（エコマーク、グリーンマーク等）
	気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change: IPCC)	1988年に開始された、UNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）が共催し、各国政府の任命する科学者が参加する会合。地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。1990年に第1次評価報告書、1995年に第2次評価報告書、2001年に第3次報告書を取りまとめた。また、2007年に第4次報告書を取りまとめた。
	気候変動枠組条約締約国会議（COP）	COPはConference of Partiesの略。1995年3月～4月にベルリンで第1回締約国会議（COP1）を開催。1997年12月に京都で開催されたCOP3では、2000年以降の地球温暖化対策のあり方を規程する議定書が採択された。毎年開催される締約国会議は、人類の未来を左右する会議として世界的に注目されている。
	基準年	温室効果ガスの削減に関し、基準となる年。京都議定書では基準年を原則的に1990年としている。ただし、HFC類、PFC類、SF6については1995年を基準年とすることができるとしている。
	キャップ・アンド・トレード方式	排出量取引において、排出枠が設定されている主体間で、排出枠の一部の移転（または獲得）を認める制度のこと。
	吸収源	大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。京都議定書では、先進締約国が温室効果ガス削減目標を達成する手段として、新規植林、再植林、土地利用変化などの活動を考慮することが規定されている。
	共同実施	先進締約国同士が、自国の数値目標達成のために共同して温室効果ガス排出削減や吸収の事業を実施し、排出削減単位をクレジットとして獲得する仕組み。
	京都メカニズム	京都議定書に規定される排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムの3つの柔軟性措置のこと。

カ行	京都議定書	1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進各国は2008年～12年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）を約束した。
	京都議定書目標達成計画	2005年4月に閣議において決定された京都議定書の温室効果ガスの6%削減約束と長期的かつ持続的な排出削減を目的とする計画である。
	クリーン開発メカニズム	先進国が途上国において共同で温室効果ガス削減プロジェクトを実施し、そこで得られた吸収分あるいは削減分を先進国がクレジットとして獲得し、自国の温室効果ガス削減量に充当できる仕組み。京都議定書に規定される柔軟性措置の一つ。
	グリーン購入	企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。
	グリーン電力	太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーから得られる電力のこと。
	コージェネレーション	発電に際し、電力に併せ同時に得られる熱も有効利用する方式。コージェネレーションにより、熱効率が改善し、二酸化炭素の排出削減につながる。
	工業プロセス	温室効果ガス排出統計に表れる部門の一つ。セメントの焼成キルンなどで石灰石を加熱することにより二酸化炭素を排出する生産工程のこと。
	交通需要管理 (Transportation Demand Management: TDM)	自動車交通の時間、経路、手段の変更、自動車の効率的な使用によって、交通量・交通流の平準化、分散化、軽減化を図ることで、交通渋滞の緩和を促す取組。

サ行	サマータイム	昼間の長い季節、たとえば4月から10月に時計の時刻を早め、夕方の明るい時間帯を有効に活用する制度。電力消費の減少などにより、二酸化炭素の排出削減効果が期待される。
	持続可能な開発	将来世代に多大な資源的制約や環境上の負荷をもたらさないような人類の活動のこと。「環境と開発に関する世界委員会」が1987年に発表した報告書「我ら共有の未来」の中で提唱した概念。1992年の地球サミットにおいて、これを表現するための世界行動指針として「アジェンダ21」が採択された。
	新エネルギー	太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーのほか廃棄物利用などによるリサイクルエネルギー、燃料電池やクリーンエネルギー自動車などの従来型エネルギーの新利用形態などからなるエネルギーの新しい概念。新エネルギーは、通商産業省により、「石油危機によって問題となった石油への高度な依存を減らすため従来型以外のエネルギーを利用する」という思想から定義づけられた。
	生物多様性	種のレベル、団体レベルおよび遺伝子のレベルで広がりのあるさまざまな生物が共存している状態をいう。地球温暖化により生物多様性の破壊が進むと危惧されている。
	税制のグリーン化	環境に付加を与える製品や行為の税金を重くし、環境浄化につながる製品や行為の税金を軽くする措置。
タ行	待機電力	家電機器などを使用していない状態で消費される電力。地球温暖化防止の対策の一つとして待機電力の節減が注目されている。
	太陽電池	半導体素子により太陽光エネルギーを電気に変換する装置。太陽光発電。

タ行	炭素換算	二酸化炭素 (CO ₂) の量を炭素 (C) 相当分で算出する方法。炭素換算値は CO ₂ の量に 0.273 を掛けて得られる。逆に炭素換算の値に 3.67 を掛けると CO ₂ の量が得られる。
	炭素税	代表的な環境税の一つで、二酸化炭素排出につながる経済活動に課す税のこと。石油などの化石燃料に含有される炭素の量に応じて課税するのが一般的で、欧州ではスウェーデンなどですでに実施されている。
	地球温暖化係数 (Global Warming Potential:GWP)	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの各種の温室効果ガス毎に定められる、温室効果の程度を示す値。温室効果を見積もる期間の長さによって変わる。100 年間の GWP で比較して、メタンは二酸化炭素の約 20 倍、一酸化二窒素は約 310 倍、フロン類は数百～数千倍となる。
	窒素酸化物	ディーゼルエンジンなどオイル燃焼に際し排出される大気汚染物質。一酸化二窒素以外の窒素酸化物は温室効果をもたないが、逆に、上空でエアロゾルを形成し、温室効果を減少させる働きがある。
	チャレンジ 25 キャンペーン	これまでの地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」から、より CO ₂ 削減に向けた運動へと生まれ変わり展開するものであり、オフィスや家庭などにおいて実践できる CO ₂ 削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民に呼びかける運動。
	低公害車	大気汚染物質の排出が少ない自動車。天然ガス車、電気自動車、メタノール車のほか、燃料電池搭載車など。
	トップランナー方式	積極的な省エネルギーを促すために政府が始めた政策の一つで、電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルを設定すること。

ナ行	燃料電池	反応をコントロールしながら水素と酸素などから電気を取り出すシステム。近い将来電気自動車への搭載が期待されている。
	燃料転換	二酸化炭素の排出を削減するため、使用する燃料の種類を換えること。通常は、石炭や石油から天然ガスや再生可能エネルギーに換えることを指す。
ハ行	バイオマス	エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	オゾン層を破壊しないことから、CFCs や HCFCs の規制に対応した代替物質として 1991 年頃から使用され始めた化学物質で、近年、その使用が大幅に増加している。HFCs は自然界には存在しない温室効果ガスで、100 年間の GWP は、二酸化炭素の数百～11,700 倍と大きい。1997 年に採択された京都議定書には削減対象の温室効果ガスの一つに加えられた。
	パーク・アンド・ライド	都市部への自動車乗り入れを規制する手段の一つ。都市近郊に大型駐車場を設置し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するシステム。イギリスなど欧州で広く実施されている。
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	1980 年代から、半導体のエッチングガスとして使用されている化学物質で、人工的温室効果ガス。HFCs ほどの使用量には達しないものの、CFCs の規制とともに、最近、使用料が急増している。100 年間の GWP は、二酸化炭素の 6,500～9,200 倍。京都議定書で削減対象の温室効果ガスの一つとされた。
	排出量取引	京都議定書に定められた各国の排出削減目標を達成するため、先進国間で排出量を売買する制度。国内の温室効果ガス削減努力に対し、補完的手段として認められた柔軟性措置の一つ。

ハ行	ハイブリッド自動車	複数の動力源（ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン、電気（モーター）、油圧等）を組み合わせて低公害化や省エネルギー化を図った自動車のこと。現在、ガソリンエンジンとモーターを用いたものが実用化され、市販されている。
マ行	メタン	京都議定書の対象ガスの一つ。有機性の廃棄物の最終処分場、家畜のフン尿、水田、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生する。
	未利用エネルギー	海水、河川水、下水等の温度差エネルギー（夏は大気より冷たく、冬は大気より暖かい水）、発電所排熱、変電所排熱、都市排熱（清掃工場、地下鉄等の排熱）等のこと。
	モーダルシフト	旅客や貨物のトラック輸送を貨車や船舶に切り替えることにより、二酸化炭素の排出削減を図る方式のこと。
ヤ行	約束期間	温室効果ガスの削減目標を達成しなければいけない定められた期間。京都議定書では最初の約束期間を2008年から2012年の5年間としている。
ラ行	ライフサイクルアセスメント（LCA）	物品の生産から廃棄までの環境負荷量などを調査、分析して評価する手法。各種の製品やサービスについて、二酸化炭素排出量のLCAが行われれば、事業者や消費者が地球温暖化防止に取り組むのに有用であるが、現時点では、LCAは研究途上にある。
	ライトダウン	ライトアップ施設や各家庭の電気を一斉に消すこと。温暖化防止の取組を国民に広げていくために、環境省によって展開された「環のくらしCO2削減／ライトダウンキャンペーン」で実施され、2003年から夏至の日を中心に夜景スポットや家庭の電気を消してもらえよう呼びかける。

ラ行	六ふっ化硫黄 (SF6)	1960年代から電気および電子機器の分野で絶縁材などとして広く使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガス。使用料はそれほど多くないが、近年新たな用途開発の進展に伴い需要量が増加している。100年間のGWPは、二酸化炭素の23,900倍。HFCs、PFCsと共に、京都議定書で削減対象の温室効果ガスの一つに指定された。
----	--------------	--

出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ「用語集」

国立環境研究所 ECI ネット「環境用語集」